

記者発表
扱い：5月28日
議会運営委員会終了後解禁



令和3年5月27日

担当課	環境政策課
担当者	斉藤 藤本
電話	(073) 435-1114
内線	2684

脱炭素社会に向けて太陽光発電が促進される中、 和歌山市では、森林開発が伴うものについては規制を強化します。

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例を改正します。

1 改正の目的

環境意識の高まりや国の再生可能エネルギー推進施策により、今後、全国的に太陽光発電設備の設置が進むものと思われます。他方、太陽光発電事業の実施に伴う山林の伐採や斜面地の開発により、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響など周辺にお住まいの方々や、自然環境や景観等への配慮を欠くことによって、市民の皆様には「不利益」や「不安」等をもたらすものであってはなりません。本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境の保全と太陽光発電設置事業との調和を図るため、条例改正を行います。

2 改正の概要

生活環境、景観その他の自然環境に一定の影響を与える可能性がある1ヘクタール以上25ヘクタール未満の森林開発を伴う事業（事業区域内における森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により和歌山県知事がたてた地域森林計画の対象となっている民有林（同法第10条の2第1項に規定する民有林をいう。）の区域の面積が1ヘクタール以上）については、市の許可を必要とすることとします。

	改正後	改正前
許可制	・事業区域の面積が25ヘクタール以上 又は ・ <u>事業区域内の民有林の区域の面積が1ヘクタール以上</u>	・事業区域の面積が25ヘクタール以上
事前協議や準用近隣住民等への説明会等の手続が必要	・事業区域の面積が1ヘクタール以上25ヘクタール未満 <u>（許可制に該当しないものに限る。）</u>	・事業区域の面積が1ヘクタール以上25ヘクタール未満

3 市民意見募集（パブリックコメント）結果

- (1) 受付期間 令和3年4月15日（木）～令和3年5月14日（金）
(2) 意見件数 124名・141件